（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］
送信設備 / 許容偏差 上限（パーセント） / 許容偏差 下限（パーセント） ［一～十六　略］ / ［略］ / ［略］ 十七　次に掲げる送信設備 / ［略］ / ［略］ ［(一)～(三)　略］ (四)　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の送信設備 /	送信設備 / 許容偏差 上限（パーセント） / 許容偏差 下限（パーセント） ［一～十六　同上］ / ［同上］ / ［同上］ 十七　［同上］ / ［同上］ / ［同上］ ［(一)～(三)　同上］ (四)　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の送信設備 /
十八　［略］ / ［略］ / ［略］	十八　［同上］ / ［同上］ / ［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
（副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［1～26　略］	（副次的に発する電波等の限度） **第二十四条**　［1～26　同上］
27　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。	27　［同上］
無線局の種別 / 周波数帯 / 副次的に発する電波の限度 固定局又は基地局 / ［略］ / ［略］ 陸上移動局 / ［略］ / ［略］	無線局の種別 / 周波数帯 / 副次的に発する電波の限度 基地局 / ［同上］ / ［同上］ 陸上移動局 / ［同上］ / ［同上］
［28・29　略］	［28・29　同上］
第四十九条の二十二の二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。	**第四十九条の二十二の二**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　信号送信速度は、毎秒五メガビット以上（固定局にあつては、毎秒十メガビット以上）であること。	四　信号送信速度は、毎秒五メガビット以上であること。
五　［略］	五　［同上］